

令和5年度支援を必要とする子どものための部会 摘録

日 時 令和5年8月30日（水）17：30～19：00

場 所 京都市子ども若者はぐくみ局会議室

出席者 小谷委員、石塚委員、岡委員、渋谷委員、芹澤委員、土江田委員、増田委員
石田委員（8名）

欠席者 田中委員（1名）

次 第

1 開会

2 部会員及び事務局の紹介等

(1) 部会員及び事務局の紹介

資料1 委員名簿

資料2 京都はぐくみ推進審議会条例・施行規則・運営要綱

(2) 部会長挨拶

3 議題

(1) 第3期障害児福祉計画について

資料3 障害児福祉計画の経過等について

資料4 障害児福祉計画に係る国指針について

資料5 第3期障害児福祉計画体系案について

資料6 第3期障害児福祉計画見直し（案）について

資料7 放課後の過ごし方等に関する調査の実施について

(2) その他

4 閉会

司会	<p>京都市はぐくみ推進審議会令和5年度「支援を必要とする子どものための部会」を開催する。</p> <p>本日の会議については、市民に議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしている。あらかじめ御了承いただきたい。</p> <p>それでは開会に当たり、小谷部会長から御挨拶を頂戴する。</p>
小谷部会長	<p>子どもたちの生活環境を考えると新型コロナ前の状況に戻りつつある。一方で児童数が年々減少する等、子どもを取り巻く環境は変化し続けている。委員の皆様におかれましては、現場でも子どもたちの様子や支援を必要とする子どもたちへの支援について、忌憚のない御意見を頂戴したい。よろしくお願ひする。</p>
司会	<p>「部会員の紹介」に移らせていただく。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>「京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則」第4条第3項において、当部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされているが、本日は、委員9名中8名の方に御出席いただいているため、当部会が成立していることを御報告申し上げる。</p> <p>ここからの議事進行については、小谷部会長にお願いする。</p>
小谷部会長	<p>それでは、議事に入る。</p> <p>まず、資料3から資料6まで事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>資料3 障害児福祉計画の経過等について 資料4 障害児福祉計画に係る国指針について 資料5 第3期障害児福祉計画体系案について 資料6 第3期障害児福祉計画見直し（案）について</p>
渋谷委員	<p>資料6 計画案の項目5.2のうち、児童発達支援センターにおける「気づき」の段階での相談等の仕組みづくりについて、現時点では推進できていないのでは。仕組み作りを推進することで、ケースによっては3歳到達頃までに保育園や幼稚園へ送り出すことを検討できるのではないか。今後、仕組みづくりの必要性を感じる。</p>
事務局	<p>児童発達支援センターの役割については現在議論を進めている。早期からの相談体制の構築等必要となるため、今後も引き続き必要な議論を行う必要がある。</p>

渋谷委員	<p>子どもの発達の遅れの気づきが早い保護者もいる。その時点で児童発達支援センターが関わることができれば良いと考える。</p> <p>また、子育てが親から子へ受け継がれていないことが多く、保護者の悩みが増しており、その点も子供の発達を遅らせる一つの要因と思う。</p>
岡委員	<p>計画案全体でインクルージョンの推進について記載されている。文部化科学省のインクルーシブ教育の見解が示され、インクルーシブ教育は解釈によって意見が分かれているところであるが、一人一人に対して必要な教育が担保されたうえでインクルーシブ教育の在り方を検討いただきたい。</p> <p>また、保育所等訪問支援の制度のほか、保育所には心理士が巡回相談に入っていると聞くが、この2つはどのような住みわけとなっているのか。</p>
事務局	<p>保育園連盟で行われる保育所の巡回相談は、保育所等と役割について重複する部分もあるが、連携して取組を進めていくこともできると考えている。今後、児童発達支援センターが機能強化をしていく中で、既存の取組との連携を含めて、保育所に通園している子どもに対して適切な支援を提供できるよう連携体制を強化し、保育所等訪問支援としてどのような環境整備を行い、保育所で子どもたちが過ごしやすくなるか検討しながら取組を進めてまいりたい。</p>
石塚委員	<p>児童養護施設にも、知的障害者、発達障害及び精神障害を持つ子どもがおり、インクルージョンの取組を進めていく方向で進んでいる。この点、インクルージョンを推進するためには、地域での支援体制が構築されていることが重要である。インクルージョンを推進していくという基本理念は理解できるが、地域や家庭での状況等を考慮し、インクルージョンの推進について検討を行う必要があると考える。また、京都市として具体的なインクルージョンの取組内容を示す必要があると思う。</p>
石田委員	<p>インクルージョンの推進については、日頃から地域での交流を図り、地域で支えることが必要と考える。</p> <p>また、本計画において、具体的な取組内容を示されていないと思う。例えば、具体的な人数を記載し、行動指針を示すこと等が計画を策定するうえで必要ではないかと考える。</p>
増田委員	<p>地域の子どもたちをどのように支えていくかという方針や基本理念は理解できるが、具体的な取組内容を示した方が、誰もがわかりやすい計画となるのではないか。</p>

芹澤委員	<p>抽象的な内容の記載が多く、実態を把握のうえ、計画を策定する必要があるのではないか。例えば障害者手帳の取得率や発達障害をもつ子どもの数の推移等を示したうえで今後の計画を策定する必要があるのではないか。</p> <p>インクルージョンの推進について、地域の中での障害児への関わり方がわからないという声をよく聞く。については、受け入れ先の施設等だけでなく、地域でも障害児について学ぶ場を設定することでインクルージョンの推進に繋がると考えており、そのような視点も考慮し、計画策定を行うことが重要と考える。</p> <p>また、計画では子どもを育てる親を支援する記載が必要と考える。例えば母子生活支援施設には親とその子供が障害を持つ世帯が多くいる。障害がある母親の出産支援の制度がない。障害を持つ親の子育てについて、長期的に支援が必要であり、より充実した支援が必要でないかと考える。</p>
石塚委員	<p>虐待を受けた子どもが児童養護施設に入所する理由の中で多いものとして、親への支援が必要であることが挙げられる。児童養護施設においても親への支援の充実が必要と考える。</p>
土江田委員	<p>子ども家庭庁が設置されたことや成人年齢が18歳に引き下げられたことについて、子どもへの支援について予算措置が講じられる等の影響はあるのか。</p> <p>また、インクルージョンの推進や家庭内での子育て支援等が充実するよう国の施策は実施されているのか。</p>
事務局	<p>予算に関しては、現時点で国の予算要求に係る項目が示されておらず、今後、令和6年度に実施される障害児通所給付費の報酬改定等も含め注視していく必要があると考えている。</p> <p>従前から、18歳になると、児童福祉法から障害者総合支援法の事業対象となっており、成人年齢の引き下げによる大きな影響はない。子ども家庭庁の設置により、厚生労働省管轄のうち、子ども施策が移行され、障害の有無を問わず一人の子どもであるという前提のもとで施策の拡充を行う方針が示されている。本市としても今後の国の取組について期待していきたい。</p>
小谷部会長	続いて、資料7について事務局から説明をお願いする。
事務局	資料7 放課後の過ごし方等に関する調査の実施について

芹澤委員	親が子どもについて相談できる環境があるか、つまり孤立していないか確認する項目を追加した方が良いと考える。
小谷部会長	障害種別によって影響を受けるものが変化するため、障害種別を確認する項目を設けることが必要なのではないか。
石塚委員	アンケートの内容が放課後等デイサービスを利用する前提であるように感じてしまうのではないか。放課後の過ごし方について、例えば放課後学び教室や相談機関が必要だというニーズもあるかと思う。他にも様々な施策がある中、保護者としてどのような支援が必要と感じているか確認すべきではないかと考える。
芹澤委員	母子生活支援施設の入所者の中にも、毎日放課後等デイサービスを利用し、夜しか親と子どもが一緒に過ごす時間がないという話を聞いている。障害の程度等によって利用日数は異なると認識しているが、親と一緒に過ごす時間も重要であると考えるため、週にどの程度放課後等デイサービスを利用しているかという項目を設け、実態を把握することが必要ではないか。
岡委員	実態として、生活費のために共働きの必要があり、土日や長期休暇も子どもを預かってもらえる環境が必要と考える親が多いと思う。
渋谷委員	放課後等デイサービスにおいては多様な問題があり、例えば子育ての方法やどの程度療育時間が必要かなどを考慮する必要があるため、その点についてアンケートに盛り込む必要があるのではないか。
石田委員	保護者のニーズに対し、放課後等デイサービスの療育時間等について、どの程度柔軟性が求められるか検討する必要がある。
増田委員	何を目的としたアンケートなのかということを明確にする必要がある。また、選択式の質問が多く、もう少し自由記述の質問を追加しないと、機械的な調査になってしまうと考える。
石塚委員	障害のある子どもを持つ親が放課後の過ごし方で何が困っているか、なぜ放課後等デイサービスを利用するのかということは確認しておくべきと考える。
事務局	御指摘いただいた質問については、問8あるいは問9（2）に放課後等デイサービスに何を求めるかという設問を記載している。

石塚委員	その設問は、今通所している放課後等デイサービスをなぜ選んだのかという設間に読み取れる。 放課後等デイサービスを利用する目的や何が家庭内での困りごとなのかといったことを確認する必要があるのではないか。
岡委員	放課後等デイサービスの事業所が増加したことで、障害を持つ子どもについて、親が一人で悩まなくてよくなったのではないかと感じる。 しかし、一方で18歳まで放課後等デイサービスの事業所を利用できるが、それ以降は事業所を利用できないことを認識しているか、また、利用する子ども自身のためになっているのか疑問に思う。
小谷部会長	それでは、本日の審議はこれで終了し、事務局へ進行をお返しする。
司会	以上をもって、「支援を必要とする子どものための部会」を終了する。